

## 基本方針 VII 自治システムの充実したまちづくり

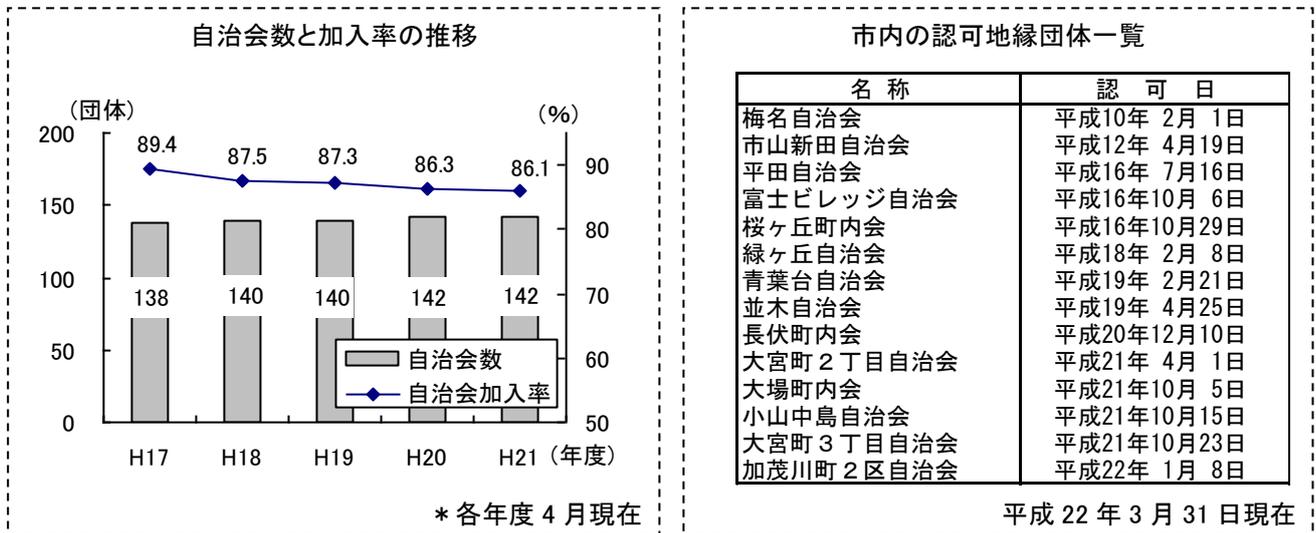
施策名	施策項目	担当部署名	
44 連帯感のあるコミュニティの形成	コミュニティ	地域振興部	地域安全課
45 市民主体のまちづくりの推進	協働		地域安全課
		企画部	政策企画課
46 男女共同参画の推進	男女共同参画		政策企画課
47 的確な広報・広聴活動の推進	広報・広聴		広報広聴課
			行政課
			政策企画課
			秘書課
		議会事務局	
		監査委員会事務局	
48 便利な電子市役所の構築	電子市役所	企画部	情報システム課
		環境市民部	市民課
49 適正で持続可能な財政運営	財政運営	財政部	財政課
			市民税課
			資産税課
			収税課
			管財課
			検査課
		企画部	政策企画課
			行政課
		会計管理者	会計課
50 効率的・効果的な行政運営	行政運営	企画部	行政課
			政策企画課
			人事課
			情報システム課
51 広域行政の推進	広域行政		政策企画課

第7項 自治システムの充実したまちづくり

44 連帯感のあるコミュニティの形成 〈コミュニティ〉

1 現状と課題

- ・大地震や水害の発生時の対応、防犯、交通安全、高齢化の進展など地域全体で取り組むべき課題が顕在化しています。
- ・自治会や子ども会に加入しない住民や祭りなどの地域行事に参加しない住民が増加傾向にあり、地域住民同士のつながりや協力意識の希薄化が進んでいます。
- ・自治会においては、行政などからの依頼が非常に多いことなどから、会長をはじめとする役員の負担が大きくなっています。また、高齢化の進展などによって、組織の弱体化や役員のなり手不足が問題となっています。
- ・既存の地区集会所の多くが老朽化しており、大規模な改修や耐震化工事が必要となっています。
- ・市民の主体的な活動によって、お互いが支え合う住みよい地域社会を形成するため、自治会活動が円滑に進むように支援することが必要となっています。
- ・地区の集会場などの不動産の所有権を明らかにし、財産上のトラブルを解消するため、認可地縁団体\*となり法人格を取得する自治会が年々増加しています。



2 目的

地域住民の活動が、自主的・自立的に取り組まれ、お互いが助け合う住みよい地域社会の形成を推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
自治会加入率	86.1%	90.0%	自治会に加入している世帯数の割合

4 施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

① コミュニティ活動参画の意識づくり

- ・地域の住民相互のふれあいや助け合いの大切さを啓発し、自治会活動への理解と連帯意識の醸成を図ります。

② 自治会組織運営の充実・支援

- ・自治会活動保険への助成や法人格取得（認可地縁団体）に対する支援などにより、自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図ります。また、新たな団地などにおける地域住民の自主的な組織づくりを支援します。

③ 地域リーダーの育成・交流活動の促進

- ・三島市自治会連合会が実施する会長研修会などへの支援を行い、自主的な地域づくり活動の促進や、交流機会の創出を図ります。

④ NPO\*などとの連携の促進

- ・防犯・交通安全・福祉・教育など各分野のNPOと自治会の連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備

① 地区集会所の整備支援

- ・地域住民の活動拠点となる地区集会所の新設、修繕、耐震補強などに対し助成を行い、自治（町内）会の経済的負担の軽減を図ります。

② 活動備品などの整備支援

- ・山車の新造や三島囃子の用具購入に対する助成、集会所備品購入に対する補助などを行い、住民相互のふれあいや交流機会となる祭りやイベントの振興を図ります。

③ 公共施設などの利用促進

- ・公民館やコミュニティ防災センターなどの機能充実や学校施設の開放に努め、地域住民の利用促進を図ります。

5 主要事業

■地域振興事業 ■自治会活動保険補助事業 ■三島市自治会連合会活動等支援事業	■地区集会所施設整備補助事業 ■地区集会所新設補助事業 ■山車新造資金等補助事業	
--	--	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 自治会活動への参加
- 学校、PTA、地元事業者などとの連携
- 地域の状況に応じたまちづくりの実践
- 三島市自治会連合会との連携

〔用語解説〕

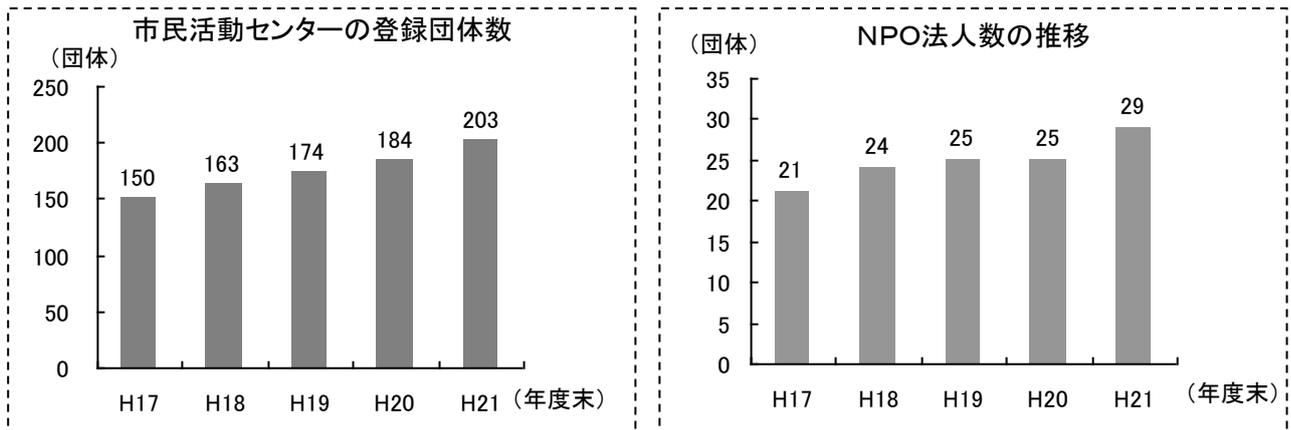
①認可地縁団体 ②NPO

第7項 自治システムの充実したまちづくり

45 市民主体のまちづくりの推進 〈協働〉

1 現状と課題

- ・ 団塊の世代の退職や社会の成熟化などに伴い、市民の社会への貢献意識が高まっています。
- ・ 本市では、福祉や安全対策、産業などのさまざまな分野で、市民、NPO、事業者などと行政との協働によるまちづくりの活動が活発に行われています。
- ・ 三島本町プラザ内にある三島市民活動センターでは、市民活動の拠点として活動の支援を行っており、NPO法人 49 団体、ボランティア団体 171 団体（平成 22 年 9 月 27 日現在）が登録され、登録団体数は年々増加しています。
- ・ 市内には日本大学と遺伝学研究所総合研究大学院大学があり、これまでにさまざまな分野で大学との協働によるまちづくりが行われてきました。平成 22 年(2010 年)4 月に順天堂大学保健看護学部が開校したことにより、大学との協働の取り組みの幅が広がってきました。
- ・ 市民、NPO\*、事業者、行政の連携を強化するため、それぞれの情報の共有化が不可欠となっています。
- ・ NPO などから法人設立、運営、人材育成などの活動促進に関する行政からの助言・支援が多く求められています。
- ・ 市民との協働によりまちづくりを推進するためには、政策の形成過程において市民や有識者の意見を積極的に取り入れる必要があります。



2 目的

さまざまな分野における市民の活動を活性化し、協働による市民主体のまちづくりを推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
市民活動センター利用人数	18,393 人	20,000 人	市民活動センターの会議室などを利用する人数
市民活動センターメールマガジン発信件数	341 件	400 件	市民活動センターのメールマガジン発信先の数
パブリックコメントの1案件当たりの提出件数	1 件	8 件	パブリックコメントの1案件当たりの提出された件数

4 施策の方向

(1) 市民活動の支援

- ① 自主的な市民活動の意識づくり

- ・自主的な市民の活動を一層活発にするため、講習会の開催、NPOの活動内容の情報提供などによりボランティア活動を始めるきっかけづくりや人材育成を進めます。

**② ボランティア活動の支援**

- ・ボランティアを実践している個人や団体に対し、情報提供や活動する上での相談の実施などにより、ボランティア活動を支援します。

**③ 活動の場の提供**

- ・ボランティアやNPO、これから活動を始めたい人に対し、市民活動センターの会議室や打ち合せスペース、印刷機器などを提供し活動を支援します。

**④ NPOと地域団体との交流**

- ・防犯・交通安全・福祉・教育など各分野のNPOと自治会・子供会・婦人会などの地域で組織された団体との連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。

**(2) 協働型まちづくり活動の推進**

**① 協働型まちづくりの推進**

- ・市民、事業者、NPO、行政のそれぞれの情報の共有化を図り、4者のパートナーシップによる協働型まちづくり活動の体制づくりや環境整備に努めます。
- ・アダプトプログラム\*などにより公共空間を美化・清掃する活動を推進し、まちの魅力の向上に努めます。
- ・大学との連携を強化し、大学生の発想と機動力を生かしたまちづくりを推進します。

**② 政策形成への市民参画の推進**

- ・市の政策形成過程における市民参画を図るため、パブリック・コメント制度により幅広い市民意見の募集を実施し、誰もが参画できるような計画づくりやまちづくりを推進します。
- ・各種審議会委員などへの一般公募による登用を推進します。

**5 主要事業**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民活動意識啓発事業</li> <li>■NPO・ボランティア活動推進事業</li> <li>■市民活動センター管理事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■NPO・ボランティア情報発信事業</li> </ul>	
---	---	--

**6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）**

- ボランティア活動や地域活動への参加
- NPOへの会員登録と活動の実施

〔用語解説〕

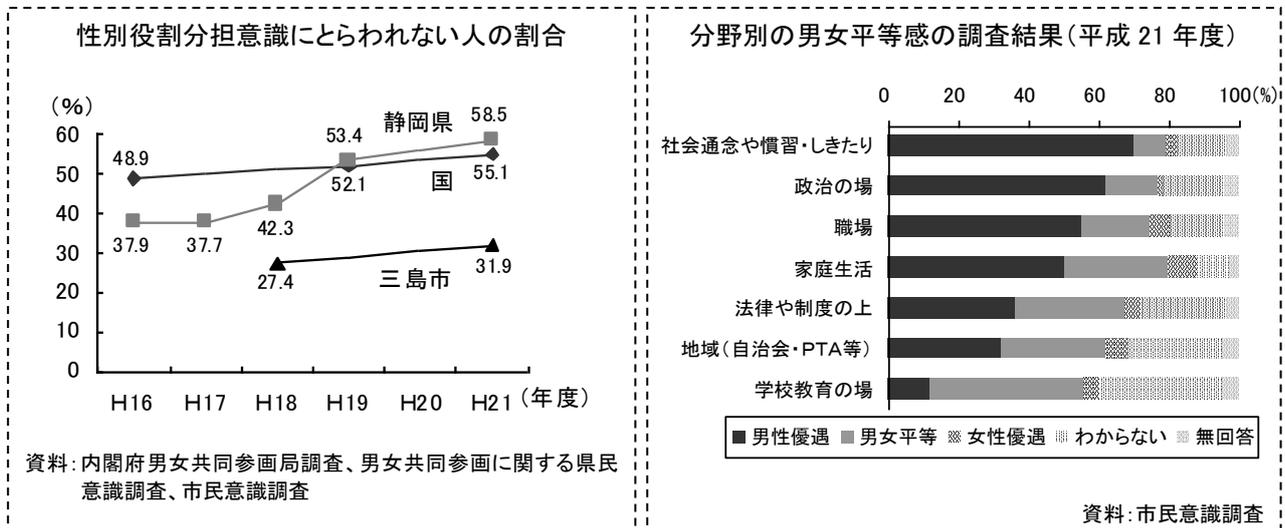
①NPO ②アダプトプログラム

第7項 自治システムの充実したまちづくり

46 男女共同参画の推進 〈男女共同参画〉

1 現状と課題

- 平成 11 年(1999 年)に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市では平成 14 年(2002 年)に「三島市男女共同参画プラン」(みしまアクションプラン・パート 2)を策定し、性別を問わず誰もが、職場や学校、地域、家庭などで、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現するために、各種施策を推進しています。
- 審議会などの女性委員の割合は、着実に上昇し、平成 22 年度(2010 年度)の県内 23 市の平均登用率 26.4%に対し、本市は 34.2%と高い水準にあります。人材不足などにより女性の登用が進まない分野もあります。
- 市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合は、上昇傾向にあります。国・県と比べると低い割合となっています。
- 各分野における男女平等感では、「学校教育の場」を除くすべてで「男性優遇」が「男女平等」を上回り、男女平等の意識の実態は依然として進んでいない状況が続いています。
- 男女のどちらか一方に負担が偏らないように、男女が互いに協力しながら、仕事、家庭生活、地域活動や趣味など、自分の希望するバランスで実現できるライフスタイルへの転換が求められています。



2 目的

男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮しながら支え合う社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	34.2%	40.0%	市の審議会、委員会などの委員に女性登用した割合
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	31.9%	45.0%	市民意識調査で「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する人の割合

4 施策の方向

(1) あらゆる分野への男女共同参画の促進

① 政策・方針決定への女性の参画促進

- 市の政策や方針を決定する審議会などに女性の意見を反映するため、女性の登用の促進に努めます。

② 地域社会での男女共同参画の促進

- ・地域活動、市民活動、防災活動などに男女が共に参画し、対等な立場で活動できるような啓発活動や女性リーダーの育成・支援に努めます。
- ③ 国際的視野で取り組む男女共同参画の促進
  - ・男女共同参画に関する国際社会の動向・情報提供や国際交流事業の支援を通して、国際的視野に立った男女共同参画意識を養うための機会の充実を図ります。
- (2) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
  - ① 男女共同参画に対する理解の促進
    - ・社会のあらゆる分野で男女が共に活動しやすい環境をつくるため、実態把握に努めるとともに、性別役割分担の固定化や性差別を取り除く効果的な広報活動を展開します。
  - ② 学校教育・保育の場での男女平等の意識づくり
    - ・子どもたちに固定的な性別役割分担意識が定着することのないよう、発達段階に応じた指導により男女平等の意識づくりに努めます。
  - ③ 家庭・地域・生涯学習の場での男女共同参画の意識づくり
    - ・家族の皆が性別にかかわらず、能力に応じて家事・育児・介護を担う意識の啓発に努めます。
    - ・男女平等の妨げとなる慣習やしきたりなどについて考える機会を提供するとともに、誰もが男女共同参画の観点に立った学習ができるよう学習環境の充実に努めます。
  - ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
    - ・DV\*（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者の保護を一層推進するため、DV防止基本計画の策定を検討するとともに、市民や事業所などに対して女性に対する暴力防止に向けた啓発活動を推進します。
    - ・関係機関との連携により被害者に対する相談・支援体制を強化し、予防や早期発見、早期対応に努めます。
- (3) ワーク・ライフ・バランス\*の実現
  - ① 就業環境の改善
    - ・事業所に対して男女平等の実現や仕事と家庭の両立の支援について啓発するとともに、女性の就業、再就職、起業を支援するため、知識習得や能力開発の機会の充実に努めます。
  - ② 家庭・生活環境の改善
    - ・男女が共に家族的責任を果たしながら、仕事と家庭を両立するために、子育て支援サービス、介護支援サービスの充実に努めます。
- (4) 生涯を通じた健康で安定した生活の確保
  - ① 生涯を通じた健康の保持・増進
    - ・男性とは異なる健康上の問題に直面する女性に対して、心身の健康増進に必要な知識や情報、機会の提供に努め、人生の段階に応じた健康の保持増進を支援します。
  - ② 家庭生活の安定と福祉の充実
    - ・ひとり親家庭や障害のある人、高齢者が生活の安定と自立を図ることができるよう、支援施策の充実に努めます。

## 5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女共同参画推進事業</li> <li>■児童虐待・DV対策事業(再掲)</li> <li>■ワーク・ライフ・バランス推進事業</li> <li>■市立保育園管理運営事業(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間保育園運営支援事業(再掲)</li> <li>■介護サービス事業(再掲)</li> <li>■母子保健診査事業(再掲)</li> <li>■母子保健教育・相談事業(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひとり親家庭支援事業(再掲)</li> <li>■自立支援給付等事業(再掲)</li> <li>■障害者雇用推進事業(再掲)</li> <li>■介護予防サービス事業(再掲)</li> </ul>
--	--	--

## 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 地域活動への男女の積極的な参加
- 家庭での家事、育児、介護などへの男女の協力
- 事業所によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた協力

〔用語解説〕

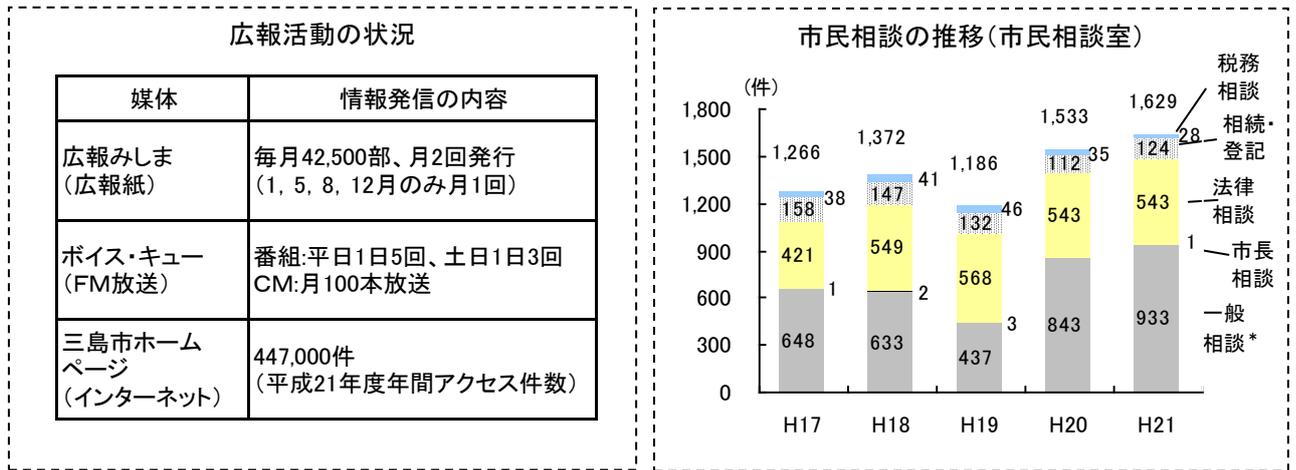
- ①DV ②ワーク・ライフ・バランス

第7項 自治システムの充実したまちづくり

47 的確な広報・広聴活動の推進 〈広報・広聴〉

1 現状と課題

- ・近年のインターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、行政サービスに対する市民の要望がますます高度化・多様化しています。
- ・市民の満足度の高い行政運営を進めるためには、市民ニーズの的確な把握が求められています。
- ・市の政策や取り組みなどの情報を市民にわかりやすく伝えるために、多くの市民に読まれる広報紙、聴かれるコミュニティFM放送、最新の情報を掲載したホームページを目指し、行政情報の発信方法や内容を継続して検討する必要があります。
- ・20歳代市民の広報紙閲読率が低いことから、市内の大学との連携や青年団体などからヒアリングするなど若年層のニーズを反映させ、新たな媒体を活用した広報を検討する必要があります。
- ・個人情報の保護に十分配慮しながら、積極的に多くの行政情報を迅速に提供していくことが求められています。
- ・多くの市民に市議会の活動への関心を持ってもらえるよう、市議会だよりなどの既存のメディアに加え、インターネットの活用などさまざまな手段により議会情報を提供していく必要があります。
- ・市に寄せられる各種相談に的確に対応するため、相談員のスキルアップや庁内の相談体制の充実が求められています。



2 目的

行政情報を市民にわかりやすく、正確に伝えるとともに、市民からの相談や意見を広く聴くことで、透明性の確保や市民の意見を生かした市政運営を行うこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
「広報みしま」による市政情報の提供の市民満足度	—	70.0%	市民の意識調査で「満足している」と答える人の割合
市民意見を聞く機会の充実度	—	60.0%	市民の意識調査で「充実している」と答える人の割合
市議会のホームページの年間アクセス件数	12,141 件	15,000 件	インターネットを通じて議会情報の提供ができた件数

4 施策の方向

(1) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

- ・市政を市民にわかりやすく伝えるため、広報紙やホームページの内容の充実やコミュニティFM放送による情報発信、マスコミの活用などあらゆるメディアを通じて広報活動の充実を図ります。

## ② 広聴活動の推進

- ・市民の満足度の高い行政運営を進めるため、市長と各地区の住民や女性との直接対話による広聴会や市民意識調査・市民提案制度などの実施による広聴活動を推進します。
- ・市の政策形成過程において、パブリック・コメント制度\*の実施により、広く市民などから意見を求め、これを考慮して計画づくりやまちづくりの意思決定を行います。

## ③ 統計情報の提供

- ・国勢調査をはじめとするさまざまな統計調査の結果をホームページ、図書館、情報公開コーナーなどで公開し、市民にわかりやすい統計情報の提供に努めます。

## ④ 行政相談、法律相談の充実

- ・市民の日常生活に関わる相談・要望から、法律的な諸問題まで、弁護士、司法書士などの協力を得るとともに、庁内の連携による迅速な対応や相談員のスキルアップにより相談体制の充実を図ります。

## (2) 情報公開と説明責任の確立

### ① 情報公開の推進

- ・情報公開制度に基づく情報公開や情報公開コーナーの活用による各種審議会の開催情報・結果の公開はもとより、ホームページなどを活用した積極的な情報提供に努めます。

### ② 説明責任の確立

- ・市の事務事業の執行やその過程において、市民に十分に説明し、納得が得られるような説明責任を果たしていきます。

### ③ 議会情報の公開

- ・市議会だよりによる議会報告のほか、インターネットによる議会生中継や見たいときに見られる議会録画中継を行うとともに、さまざまな機会・媒体を通じて、市民にわかりやすい議会の情報の提供に努めます。

### ④ 監査結果の公開

- ・各種会計の決算審査や各部署の定期監査の結果などをホームページや情報公開コーナーなどで公開します。

## (3) 市政功労者等への顕彰

### ① 名誉市民・市政功労者の顕彰

- ・永年にわたり市政の進展に尽くされた方々の功績をたたえ、顕彰を行うとともに、「広報みしま」などを通じて周知を図ることにより、市民が市政に参画する気運を醸成します。

## 5 主要事業

■「広報みしま」広報事業 ■市民カレンダー広報事業 ■コミュニティFM放送広報事業 ■市民広聴事業 ■基幹統計調査事業	■市民相談事業 ■情報公開制度実施事業 ■議会情報提供事業 ■監査結果の公開 ■市政功労等諸表彰事業	
---	--	--

## 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 市民提案制度やパブリック・コメント制度を活用した市民意見の提案
- 市長と各地区の住民や女性との直接対話による広聴会への参加
- 議会の傍聴やインターネット中継の視聴

〔用語解説〕

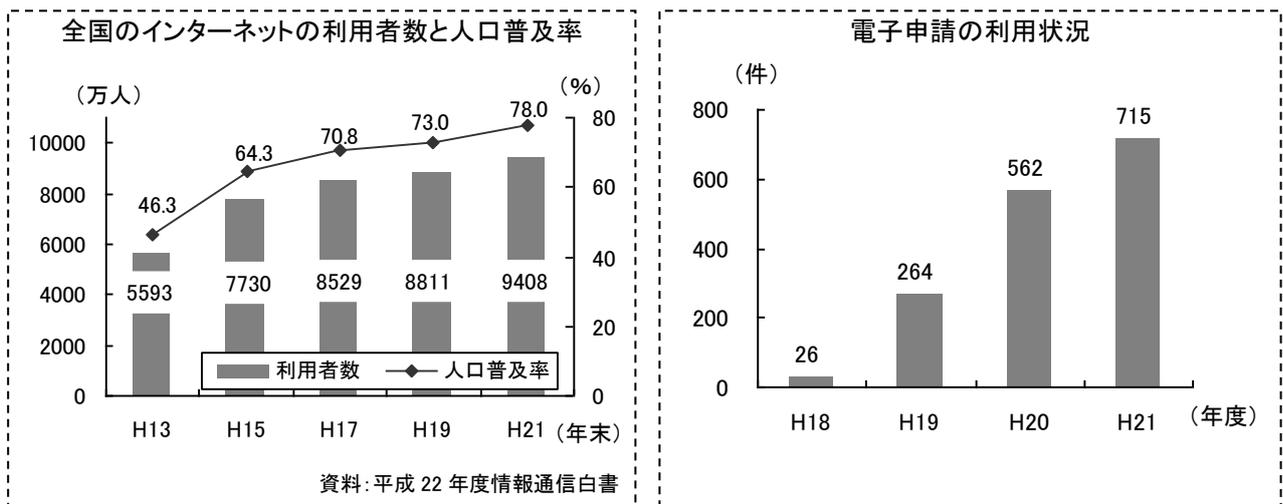
- ① 一般相談 ②パブリック・コメント制度

第7項 自治システムの充実したまちづくり

48 便利な電子市役所の構築 〈電子市役所〉

1 現状と課題

- ・総務省の情報通信白書によると、ICT（情報通信技術）\*の発展により平成21年(2009年)末の国内のインターネットの人口普及率は78%となり、インターネットが日常生活に定着したといえます。また、携帯電話などのモバイル端末を利用する人も増え、いつでも、どこでも、誰でも利用できるユビキタスネットワーク世界\*の実現が進みつつあります。
- ・ホームページを活用した行政情報の発信は、重要な情報提供の手段となっているため、掲載情報の充実を図るとともに、常にすべての人が利用しやすいホームページに改善していく必要があります。
- ・インターネットを利用して、多くの人々が情報を共有し、コミュニケーションを図ることが活発に行われています。本市では市民自らが市民ポータルサイト\*などを活用し、地域情報の発信を行っているため、これをさまざまな分野の活性化につなげていく必要があります。
- ・ICTの普及に伴い、個人情報の漏えいなどが大きな社会問題となっているため適切な情報管理が求められています。
- ・市民の利便性の向上や行政コストの削減を図る手段として、ICT（情報通信技術）を活用した電子申請、電子入札などの電子自治体の構築が重要となっています。
- ・住民票や戸籍などの電子化により、窓口業務の効率化や広域的サービスを進めてきました。さらに市民の利便性を高めるため、各種証明書の交付方法について調査研究するなど、行政サービスの一層の充実が必要とされています。



2 目的

ICT（情報通信技術）を活用し、わかりやすい行政情報の提供や市民サービスの向上、事務の効率化を図り、市民の利便性を高めること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	目標値 (H27)	指標の説明
ホームページの利用上の満足度	—	80.0%	ホームページを活用したアンケート調査で「利用しやすい」と答える人の割合
電子申請の利用件数	715件	2000件	年間の電子申請の利用件数
IT推進リーダー人数	91人	160人	IT推進リーダーの累計人数

4 施策の方向

(1) 総合的な情報化施策の推進

① 情報化基本計画の推進

- ・高度情報化社会におけるICTを活用した施策をまとめた三島市情報化基本計画に基づき、インターネットを利用した市民サービスや市民窓口サービスの向上を計画的に進めます。

(2) インターネットによる市民サービスの向上

① ホームページによる行政情報の提供

- ・本市の行政情報や魅力を全国に発信するため、アクセシビリティ\*に配慮し、ホームページへの迅速な最新情報の掲載など、情報の充実を図るとともに、情報発信の体制づくりに努めます。

② 市民活動を支援する情報ネットワークの推進

- ・市民団体の情報交流や情報発信、三島に関する旬な情報を発信する市民ポータルサイト、また市民がインターネット上でコミュニケーションや情報共有を行う三島市地域SNSの利用の促進に努めます。

③ インターネットによる電子申請

- ・施設予約や講座申込みなどの電子申請や公共工事などの電子入札の対象の範囲の拡充を図ります。

(3) 市民窓口サービスの向上

① 市民サービスコーナーの充実

- ・市民サービスコーナーで交付している証明書の種類の拡大などについて研究し、サービスの向上を図ります。

② 証明書交付方法の充実

- ・住民票の写しや印鑑登録証明書などについて、迅速に、かつ開庁時間以外でも交付が可能となるよう、証明書自動交付機の導入などを検討します。

(4) セキュリティ対策

① 情報セキュリティ対策の強化

- ・コンピューターシステムのセキュリティ対策を行うとともに、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図ります。
- ・市が管理する情報の漏えいや滅失などの事故を起こさないために、適切な情報管理を行う体制や手順の見直しを継続的に行っていきます。
- ・市民が管理する個人情報の漏えいを防止するため、ホームページなどを通じて情報管理に対する意識啓発を図ります。

(5) 職員の知識・能力の向上

① IT推進リーダーの育成

- ・コンピューターを活用した業務の効率化を図るため、各部署の情報化推進のリーダーとなるIT推進リーダーを育成していきます。

② ホームページコーディネーターの育成

- ・利用しやすいホームページの作成技術や意識の向上を図るため、職員に対しホームページコーディネーター研修を実施していきます。

5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報化基本計画推進事業</li> <li>■基幹業務システムの最適化事業</li> <li>■ホームページ運営事業</li> <li>■eコミュニティまちづくり推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電子申請運営事業</li> <li>■中郷文化プラザ市民サービスコーナー運営事業</li> <li>■北上文化プラザ市民サービスコーナー運営事業</li> <li>■証明書自動交付機導入等検討事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■セキュリティ対策事業</li> <li>■IT推進リーダー育成事業</li> </ul>
---	---	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 市民ポータルサイトなどを活用した地域情報の発信
- 電子申請の積極的な利用
- 市民にわかりやすく、利用しやすい新たな電子市役所サービスの提案

〔用語解説〕

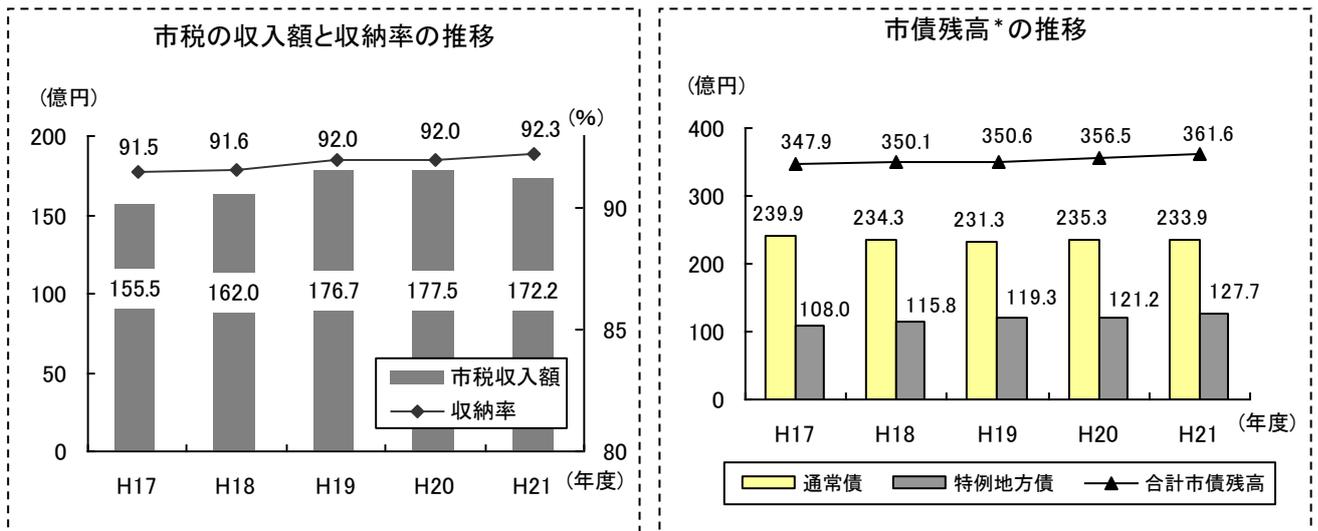
- ①ICT（情報通信技術）②ユビキタスネットワーク世界 ③市民ポータルサイト ④アクセシビリティ

第7項 自治システムの充実したまちづくり

49 適正で持続可能な財政運営 〈財政運営〉

1 現状と課題

- ・国の地域主権改革の推進に伴い、地方自治体では政策的にも財政的にも自立した経営を行っていくことが強く求められています。
- ・本市では職員数の適正管理に基づく人件費の削減をはじめ、積極的な行財政改革に取り組んできたことにより財政状況は黒字決算を維持しています。しかし、歳入の根幹をなす市税収入は平成20年度(2008年度)をピークに大幅に減少しているなか、市債残高は年々増加しており、歳出は社会保障の関係経費が今後も増加する見込みであるため、引き続き厳しい財政状況が続くと予想されています。
- ・今後、一層の市民サービスの向上が求められているため、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行う必要があります。
- ・市民文化会館や市民体育館をはじめとする公共施設において、積極的に指定管理者制度を導入し、民間委託などを行ってきましたが、引き続き民間活力を活用していく必要があります。
- ・公共工事のコスト削減や質の向上を目指して、トータルコストを考慮した設計や、適正かつ厳正な工事監理や検査を実施する必要があります。
- ・公有財産を適正に管理し、その効率的な利活用を図ることが求められています。
- ・現庁舎は、本館や別館などに分散されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱えています。施設の老朽化が進むなか、新庁舎の建設を含めて検討・研究を進めることが求められています。



2 目的

中長期的視野に基づく、適正で持続可能な財政運営を図り、市民ニーズに的確に対応すること。

3 目標 (指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
經常収支比率	84.0%	79.0%	市税などの經常的一般財源*を人件費や扶助費、公債費など經常的に支出される経費に充当した割合
市税収納率	92.3%	93.6%	市税(国民健康保険税を除く。)の収納見込額に対し実際に収納された割合

## 4 施策の方向

- (1) 計画的な財政運営
  - ① 健全な財政運営の推進
    - ・中長期的視野に基づいた健全な財政運営を推進し、財政状況を定期的に公開し透明性の高い予算執行に努めます。
  - ② 安全・効率的な公金の管理・運用
    - ・最も有利かつ確実な公金の運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。
  - ③ 民間活力の活用
    - ・公共施設の指定管理者制度の効果的運用や民間委託の推進などにより、民間活力を積極的に活用します。
- (2) 市税の適正な賦課と収納率の向上
  - ① 市税の適正な賦課
    - ・納税義務者の信頼と理解を得られる適正な税の賦課を行います。
  - ② 収納率の向上と納税の公平性の確保
    - ・納税意識を高める啓発活動や口座振替の推進、適切な税負担能力の把握により収納率の向上を図るとともに、長期滞納者や高額滞納者などの納税意識の低い滞納者については、インターネット公売の活用など適切な滞納処分を行います。
- (3) 公共事業のコスト削減と質の向上
  - ① 電子入札の推進
    - ・県下自治体と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、電子入札の機能の拡充を図り、公正で競争性、透明性の高い入札を推進します。
  - ② 公共工事の質の向上
    - ・市民のニーズを踏まえ、経済性のある設計、適切な工事監理、適正かつ厳正な検査、請負業者への的確な指導などにより、効率的な施工を確保し、コストの縮減と品質の向上を図ります。
- (4) 公有財産の適正管理
  - ① 公有財産の適正管理
    - ・公有財産を適正に管理するため新たな公有財産台帳システムを活用し、適正な財産管理と効率的な利活用に努め、未利用の普通財産については、処分を含めた利活用を図ります。
  - ② 新庁舎建設の検討・研究
    - ・新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。

## 5 主要事業

■財政運営事務 ■指定管理者制度推進事業 ■市税賦課事務 ■収税特別対策事業 ■滞納整理回収事業 ■静岡地方税滞納整理機構推進事業	■電子入札推進事務 ■公共工事検査事務 ■三島市優良工事表彰事業 ■財産管理事務 ■庁舎維持管理事務 ■庁舎建設基金積立事業
--	---

## 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 市民・NPO・事業者による公共サービスの提供者としての参加

### [用語解説]

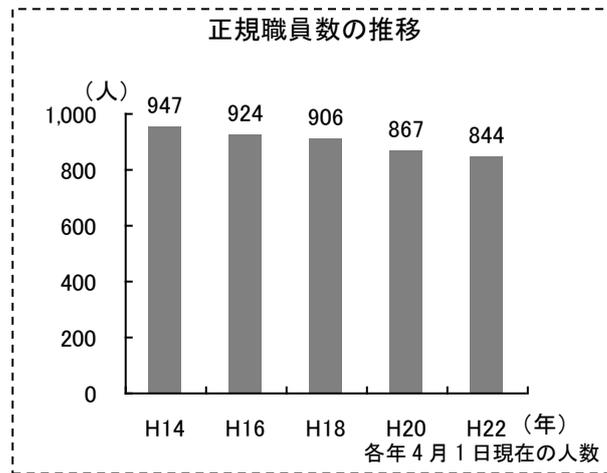
- ① 市債残高
- ② 経常的一般財源

第7項 自治システムの充実したまちづくり

50 効率的・効果的な行政運営 〈行政運営〉

1 現状と課題

- ・近年の厳しい財政状況により徹底した行財政改革や効率的・効果的な行政運営を進める必要があり、市民目線に立った、市民の満足度の高い行政サービスを提供する必要があります。
- ・本市では、昭和60年(1985年)に全国に先駆けて行政改革大綱を定め、平成18年(2006年)3月には新たな行政改革大綱を策定し、財政の健全化と簡素で効率的な行政運営に努めてきました。
- ・行政評価システムについて、平成13年度(2001年度)に導入の試行期間を経て、平成15年度(2003年度)から本格的に導入し、効率的な行政運営に努めてきました。
- ・中長期的な視点に立った計画的な行政運営を進めるため、より一層の総合計画と行政評価・予算が連動した行財政運営が必要となっています。
- ・職員の能力・資質の向上や組織全体の活性化を図るため、平成19年(2007年)9月に三島市人材育成基本方針を定めるとともに、平成20年度(2008年度)からはより適正な人事管理を目指した人事評価制度の導入に向けて制度を構築してきました。
- ・市民にとってわかりやすい行政機構づくりに努め、組織をスリム化、効率化していく必要があります。
- ・庁内の事務事業のO A化などにより、住民窓口業務や内部事務の効率化や改善を継続して実施する必要があります。



2 目的

無駄のない、効率的、効果的な行政運営を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
集中改革プランの重点目標の指標の達成率	(H20年度) 40.0%	100.0%	集中改革プランの各年度の重点目標の指標に対する達成率

4 施策の方向

(1) 総合的・計画的な行政運営

① 総合計画に基づく行政運営

- ・本市の総合的で計画的な行政運営を示した総合計画に定められた将来都市像を実現するため、体系に基づき各施策を実施するとともに、予算・行政評価との連動が図られた行政運営を実施します。

(2) 効果的・効率的な行政運営

① 行政改革大綱に即した取り組み

- ・本市の行政改革大綱に掲げる基本方針を実現するため、実施計画である集中改革プランに基づき

行政改革の具体的方策に取り組んでいきます。

② 効果的な行政機構の編成

- ・民間委託などの推進を図りつつ、多様化する市民ニーズに対応した簡素で効率的な行政機構の編成を図ります。

③ 効果的な行政評価の運用

- ・総合計画に掲げる目的・目標を実現するため、行政評価により各施策の目的を達成する手段を明確化するとともに、各施策の進行管理や業務の改善を図ります。

④ 事務事業の〇A化の推進

- ・コンピューター化できる業務については、積極的に改善し、効率的で合理的な事務手続きを推進します。

(3) 適正な人事管理と人材育成

① 適正な人事管理

- ・組織を活性化させるため、業務量に見合った職員数を配置することや、職員と組織全体の能力を向上させる人事評価制度を活用することなど、適正な人事管理に努めます。

② 職員研修の充実と人材育成

- ・常に時代の要請に沿ったテーマを職員研修に取り上げるとともに、効果の高い研修を実施し、職員の資質向上に努めます。

5 主要事業

■総合計画推進事業 ■行政改革推進事業 ■行政評価推進事業 ■事務事業〇A化事業	■人事管理事務 ■人事評価制度推進事業 ■職員研修事業	
---	-----------------------------------	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 行政改革の進捗状況に対する意見の提言

第7項 自治システムの充実したまちづくり

51 広域行政の推進 〈広域行政〉

1 現状と課題

- ・交通網の整備や近隣市町への大型ショッピングセンターの開業などによって、市民の生活圏が拡大していることに伴い、広域的な行政施策への市民ニーズが高まっています。
- ・平成の大合併が平成 21 年度(2009 年度)末で一区切りとなったことに加え、地域主権改革の推進や道州制\*の導入に関する検討が進められていることなどにより、広域連携の重要性はますます高まっています。
- ・これまで本市では、三島函南広域行政組合、三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議をはじめとしたさまざまな分野で県内外の市町と連携した広域行政を行ってきました。
- ・今後、より一層、健康、福祉、防災対策、都市機能、観光など、さまざまな分野で行政区域を越えた市町が連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、効率的な行政運営を進める必要があります。
- ・広域道路網の整備や河川改修などを早期に実現し、地域全体の活力の向上を図っていくため、より一層、国・県との連携を進める必要があります。

本市が参加している主な団体・組織等

三島函南広域行政組合	三島市、函南町	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	3県 14市19町4村
三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会	三島市、伊豆市、伊豆の国市	静岡県東部地区家庭児童相談室連絡協議会	県東部11市
三島市外三ヶ市町箱根山林組合	三島市、裾野市、清水町、長泉町	駿豆地区障害者生活支援事業連絡会	県東部3市3町
三島市外五ヶ市町箱根山組合	三島市、裾野市、清水町、長泉町、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	1都6県の1区14市5町
		駿東伊豆地区消防救急広域化研究協議会	県東部8市8町
箱根山御山組合	三島市、函南町、清水町	静岡県東部地域コンベンションビューロー	県東部6市4町
箱根山殖産林組合	三島市、函南町、清水町	伊豆観光推進協議会	県東部7市6町
箱根山禁伐林組合	三島市、函南町、清水町	東駿河湾環状道路整備促進期成同盟会	県東部3市3町
静岡県後期高齢者医療広域連合	県内の全市町	黄瀬川地域地下水利用対策協議会	三島市、沼津市、清水町、長泉町
静岡地方税滞納整理機構	静岡県・県内の全市町	駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会	県東部8市4町
沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会	三島市、沼津市、裾野市、長泉町、清水町	東部社会教育振興協議会	県東部9市10町
		富士・沼津・三島三市博物館連絡協議会	三島市、沼津市、富士市

平成 22 年 3 月末現在

2 目的

市域を越えた行政サービスの向上と課題の解決に取り組み、広域的な視点に立ったまちづくりを進めること。

### 3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
他市町との災害時相互応援協定 *締結の件数	86 件	90 件	他市町と災害時相互応援協定を締結している件数
市内で他市町の証明書の交付ができる場所の数	1 箇所	3 箇所	市内で他市町の証明書の交付ができる場所の数

### 4 施策の方向

#### (1) 近隣市町との連携強化

##### ① 広域行政体制の充実、強化

- ・既存の広域組織を構成する市町との連携を強化し、効率的で効果的な共同処理のあり方など、広域行政体制の充実・強化に努めます。

##### ② 広域行政サービスの推進

- ・生活圏の拡大に応じた施設の相互利用や住民票や戸籍証明書の発行など広域的な行政サービスについて関係市町と共同で推進するとともに、更なる調査・研究を進めます。

##### ③ 新たな連携方策の研究

- ・消防救急広域化をはじめ地域全体の発展や行政課題の克服につながる新たな広域連携のあり方について検討を進めます。
- ・地域主権改革の進展に対応できるようにするため、国・県の動向を注視しながら政令指定都市\*や道州制に関する研究を進めます。

#### (2) 国・県との連携強化

##### ① 道路整備・河川改修の促進

- ・国・県が事業主体となっている道路整備や河川改修について、関係機関・団体との連携を深めながら早期実現を図ります。

##### ② 情報の収集と提供

- ・国・県からの情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関へ各種制度の創設・改正情報などの提供に努めます。また、市民生活に影響の大きい情報について、市民への的確な情報提供や市民意見の把握に努めます。

### 5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>■三島函南広域行政組合事業</li> <li>■三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会事業</li> <li>■沼津夜間救急医療センター事業（再掲）</li> <li>■駿豆地区広域窓口サービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■消防救急広域化検討事業（再掲）</li> <li>■広域連携調査研究事業</li> <li>■東駿河湾環状道路ほか国道・県道整備促進事業（再掲）</li> </ul>
---	---

### 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 広域行政サービスの提案
- 近隣の市町の事業や行事に関心を持ち、広域連携を生かした新たな取り組みの提案

〔用語解説〕

①道州制 ②災害時相互応援協定 ③政令指定都市

